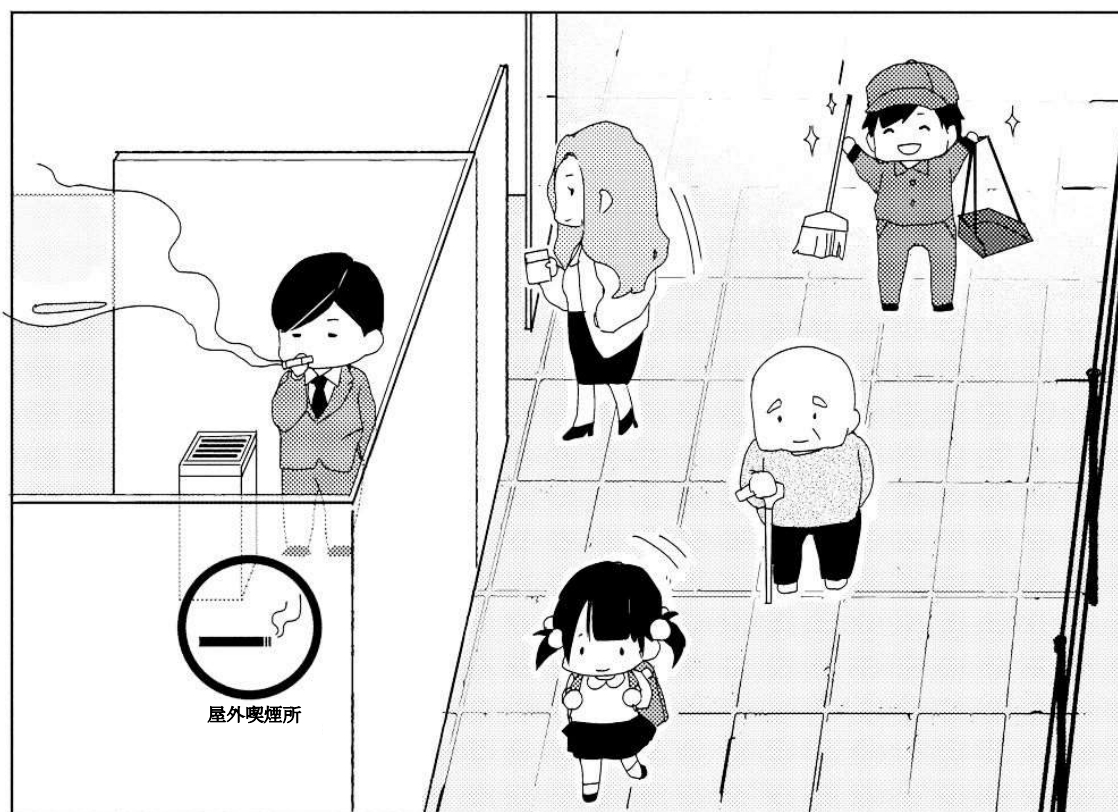


川口市路上分煙基本計画



川口市では、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行しており、川口市内の公道などの場所では、できる限り路上喫煙をしないように努める義務があります。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要とされている地区を「路上喫煙禁止地区」としており、JR川口駅、西川口駅、東川口駅周辺を指定しています。

近年、市内他駅周辺においても、路上喫煙者やたばこの吸い殻の散乱が見受けられることから、同禁止地区の新規指定のほか、今後様々な見直しなどを順次行うことといたしました。



目 次

○川口市路上分煙基本計画・同実施計画と各関係法令や 計画等との位置づけについて	・・・1
○川口市のこれまでの路上喫煙防止について	・・・2
○川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化	・・・5
○川口市路上分煙基本計画	・・・7
○参考資料	・・・10



川口市路上分煙基本計画・同実施計画と各関係法令や計画等との位置づけについて

川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化

- 1 健康増進法改正による分煙対策への自治体の配慮（望まない受動喫煙対策）
- 2 地方税制におけるたばこ税の分煙施策への有効活用
- 3 市民の喫煙状況に対応した必要な対策
- 4 川口市市民意識調査において市民が受動喫煙を受けた場所の1位が路上であること
- 5 市民からの路上喫煙防止対策への意見等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 第5条 道路等公共の場所を汚すことの禁止
第16条 廃棄物のみだりな投棄禁止

川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例

- 第3条 吸い殻等の散乱への施策の総合的実施
第7条 飲料容器等のみだりな投棄禁止

健康増進法

- 第25条 地方公共団体の受動喫煙の防止
に必要な環境の整備等への配慮

川口市路上喫煙の防止等に関する条例

- 第3条 路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施

川口市路上分煙基本計画

・（1）各駅周辺など人通りが多い場所であること、（2）意見等が多数あること、（3）調査等により路上喫煙対策が実施可能であること、の要件を満たす場合は、総合的に勘案して路上喫煙禁止地区の指定を行うなど、分煙化を促進する。

川口市路上分煙実施計画

各年度における具体的かつ実現可能な分煙化を行う。

路上喫煙禁止地区
の指定等

- ・各要件の確認・調査・
- 聴き取り・調整等

路上喫煙禁止地区内の
必要な路上分煙対策

- ・喫煙所の設置・改修等
- ・パトロール・清掃等

路上における分煙ルール
とマナー啓発の促進

- ・川口市の路上分煙の考
- え方の更なる普及啓発



SDGs 目標11

「住み続けられるまちづくりを」に寄与



SDGs 目標3

「すべての人に健康と福祉を」に寄与

川口市総合計画、川口市環境基本計画、川口市一般廃棄物処理基本計画との整合

川口市のこれまでの路上喫煙防止について

1 「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」制定の背景

(1) たばこの吸い殻のポイ捨てに伴う路上喫煙防止施策の重要性

本市では平成12年4月に飲料容器等(たばこの吸い殻を含む)の散乱の防止を規定した「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例」を施行し、様々な啓発やクリーンタウン作戦等を実施していました。

これら飲料容器等のポイ捨てをされない対策を行う中で、たばこの吸い殻のポイ捨てに伴って発生する、路上における喫煙の防止についても、あわせて対策をしていくことが重要となってきました。

(2) 健康増進法制定時などの受動喫煙防止の位置づけ

平成14年8月に制定された健康増進法第25条では、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とこととされてきました。

これに対して、路上は同法第25条で規定している施設には含まれない一方、多数の市民や通行者が往来する路上での喫煙マナーや受動喫煙に関する社会的関心が増していきました。

また、平成17年2月に発効された世界保健機関(WHO)による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(略称:たばこ規制枠組条約)」では、たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から、現在及び将来の世代の保護を目的とした、たばこに関する国際協力について定められました。

(3) 雑踏における路上喫煙の被害の社会問題化

火のついたたばこの先端温度は摂氏700度に達することから、受動喫煙だけではなく、たばこの火による火傷等人体及び衣服等への深刻な被害が懸念されています。また、喫煙者のたばこを持つ手の高さは、ちょうど子どもの顔の高さに来るといわれています。

こうした背景から、平成17年5月に「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」を施行し、その目的として道路や公園などの公共の場所での喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、たばこの火による火傷、煙による第三者への健康被害及びたばこの吸い殻の散乱等を防止し、安全で快適な歩行空間と清潔な地域環境を確保することとしました。

2 「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」の概要

この条例では、市民及び川口市を訪れる方々等に対し、市内全域の道路、公園その他公共の場所（室内又は室内に準じる場所は除く。）において「何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない」ことを規定しており、市内での路上喫煙の自粛をお願いしています。

また、人通りが多く、路上喫煙を禁止することが特に必要と認められる地区である、JR川口駅、西川口駅及びJRとSRの両駅がある東川口駅の3駅周辺を「路上喫煙禁止地区（以下、「禁止地区」という。）」に指定しています。一方で、禁止地区内での歩行者の受動喫煙を防ぐために、喫煙者が喫煙可能な指定喫煙所（以下、「喫煙所」という。）を設置しています。

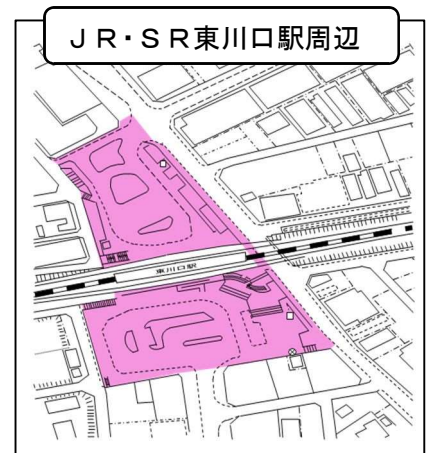
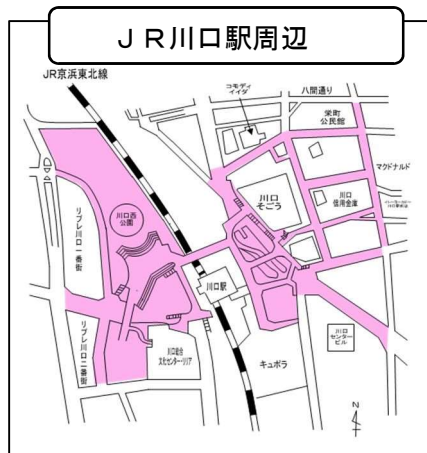
なお、路上喫煙者への罰金および過料等の罰則は設けていませんが、同条例の効果を保証するため、禁止地区内において路上喫煙者に対して必要な指導・勧告を行うことができるよう規定しており、あわせてそれらの禁止地区内において巡回員による路上喫煙パトロール及びたばこの吸い殻のポイ捨てが顕著な場所への吸い殻等の清掃を実施しています。



3 主な路上喫煙禁止地区の指定

指定日	指定地区	備考
平成 17 年 12 月 1 日	J R 川口駅周辺、 J R 西川口駅周辺	
平成 18 年 11 月 1 日	J R 川口駅東口の 指定地区を拡大	川口駅東口再開発事業 完了に伴い拡大
平成 19 年 10 月 1 日	川口銀座通り商店街	商店街との協力による 取り組みとして新たに 指定
平成 22 年 7 月 16 日	川口西公園	公園内でのたばこの煙 による健康被害、火傷・火 災を防止するため指定
平成 24 年 7 月 1 日	J R ・ S R 東川口駅 周辺	

◎主な路上喫煙禁止地区の範囲



川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化

1 健康増進法改正による分煙対策への自治体の配慮（望まない受動喫煙対策）

厚生労働省の健康増進法改正により、屋内の受動喫煙に関する規制が強化される一方で、屋外についても、国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備などの措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとなっています。また、同法改正にあわせて通知された喫煙所等の屋外分煙施設の副流煙への配慮などの技術的留意事項を踏まえて、喫煙所等の整備を図っていくものとなっています。

2 地方税制におけるたばこ税の分煙施策への有効活用

総務省の「令和3年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項」において、たばこ税の見直しに関連し、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」となっています。

3 市民の喫煙状況に対応した必要な対策

厚生労働省の「国民健康・栄養調査結果の概要」において、令和元年の喫煙者の割合が16.7%で、約6人に1人が喫煙者となっています。また、川口市において、令和2年度の「総合計画のための市民意識調査結果報告書」の中で、市民の喫煙の有無について調査したところ、喫煙者の割合が20.4%で、約5人に1人が喫煙者となっています。

こうしたことから、川口市では人通りが多い駅周辺において、禁止地区を指定し、あわせて公共の喫煙所を設けています。これは公共の喫煙所を設けることにより、路上喫煙者が減少し、通行者と一定距離を置く分煙に繋がることにもなります。

一方で、さらに分煙を進めることについて、路上喫煙者を減らしていくと同時に、喫煙所からたばこの煙を減らしていくこと、また、昨今の新型コロナウイルスへの配慮も含めた対策として、単に

必要な場所に喫煙所を設けるだけでなく、厚生労働省が推進する路上等の屋外分煙施設の技術的留意事項に配慮した喫煙所の設置や改修なども重要であると考えています。

4 川口市市民意識調査において市民が受動喫煙をうけた場所の1位が路上であること

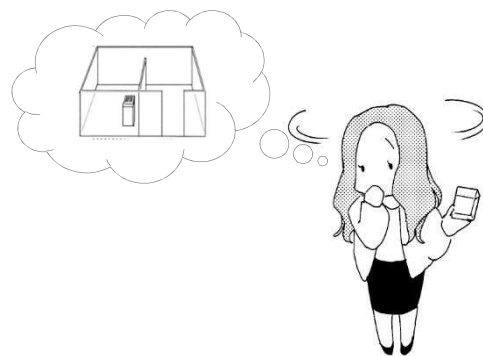
川口市の令和元年度及び令和2年度の「総合計画のための市民意識調査結果報告書」で、2年連続して市民が1年間に受動喫煙を受けた場所の1位が路上（69.3%）となっています。

一方、厚生労働省の「国民健康・栄養調査結果の概要」で、令和元年の1か月に路上で受動喫煙を受けた国民は飲食店に次ぐ2位（27.1%）であり、調査期間の差異はあるものの比較的高いものと考えられます。

川口市の令和2年度の「総合計画のための市民意識調査結果報告書」において、路上以外の調査項目では飲食店（51.4%）、職場（23.3%）及びゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設（23.0%）となっています。また、これらについて、前年の令和元年度の市民意識調査の数値を比較すると、屋内での飲食店については7.6%の減少、職場については2.2%の減少、娯楽施設については7.5%の減少となっています。これは健康増進法改正において、令和元年7月1日から民間施設等の屋内では原則喫煙禁止となったことから、その対応を行ったことが想定されます。

5 市民からの路上喫煙防止対策への意見等

市民からの路上喫煙状況に関する意見等について、禁止地区の新規地区指定等に関する意見や、既存の喫煙所の改修・移設等に関する意見が多数あります。



川口市路上分煙基本計画

こうした「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」を踏まえ、今後の川口市において一定の方向性を持ちつつ、道路上における非喫煙者と喫煙者の分煙について定めるものが、「川口市路上分煙基本計画」となります。

「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」第3条では、「市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。」と定めています。

この第3条中の「路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施」の内容につきましても、これまで特に定めることはなく、路上喫煙防止の対策を行っていましたが、「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」に伴い、総合的な観点のもとに、路上喫煙への対策を講じていくための「計画」を、「川口市路上分煙基本計画」としました。

なお、当計画の名称として、川口市路上喫煙の「防止」の基本計画とせず、「分煙」の基本計画としたのは、路上喫煙者への喫煙防止の観点のみの対策とするのではなく、非喫煙者と喫煙者がお互いに配慮できる「分煙」を念頭に置いた、喫煙所の設置・改修や啓発等を行っていくことが、今後の川口市において必要と考えているためです。

1 路上喫煙禁止地区の指定等及びその方法

「川口市路上喫煙の防止等に関する条例」第7条では、「特に必要と認める地区」を禁止地区として指定することができるとしています。

これまでは市民から意見等があった際に、5年に一度実施していた大規模な路上喫煙調査の結果とあわせて、「川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則」第2条による「川口市廃棄物対策審議会（以下、「審議会」という。）」で意見を聴いた上で、禁止地区の指定を行っていました。

今後は「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」に伴い、市内の各駅周辺など特に人の通行が多い場所については、原則として路上喫煙を禁止する「路上喫煙禁止地区」として指定することを検討の上、次の要件を満たしている場合は、審議会で意見を聴くものとしします。

○審議会に諮る際の路上喫煙禁止地区の指定等をするための要件

- (1) 市内の各駅周辺など、特に人の通行が多い場所であること
- (2) 市民から意見等が多数あること
- (3) 調査・聴き取りなどを実施の結果、路上喫煙対策が実施可能であること

特に(3)につきましては、市民から意見等を聴いた後に、調査や聴き取りを実施した結果、その地域の多数の方々が、禁止地区の指定そのものを望んでいないなどの場合は、その指定について再検討を行った上で決定するものとします。

2 禁止地区内の必要な路上分煙対策

川口市及び他自治体の路上喫煙対策状況等から、以下の路上分煙対策を実施します。

- (1) 非喫煙者と喫煙者の相互に配慮できる分煙化のための喫煙所の設置・改修等
- (2) 路上喫煙者に対する巡回パトロールの実施
- (3) 路上喫煙の誘発防止と清潔な環境を保つための対策としての路上の吸い殻等の回収

特に(1)につきましては、「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」に伴い、禁止地区の指定と併せて、公共の喫煙所の設置をする必要があると考えます。

喫煙者が確実に喫煙できる場所を設けることで、道路上における歩行者の受動喫煙を減らすものとして、多くの自治体が公共の喫煙所を設置しています。

3 川口市の路上における分煙ルールとマナー啓発の促進

法令で定めがないことから、人口及び駅周辺の利便性などにより、各自治体の路上喫煙への対策が異なっていると考えられます。

そのため、自治体ごとに異なる分煙ルールなどが、市民及び川口市を利用する通行者に理解されていない場合、禁止地区内での路上喫煙及び喫煙所からはみ出している喫煙などが想定されます。

したがって、今後も継続して、川口市における分煙ルールの更なる浸透を図るため、マナー啓発の促進を行っていくものです。

4 3年を目途とした禁止地区や既存喫煙所の改修を含む計画見直し

本計画は、「川口市の路上喫煙を取り巻く社会環境の変化」を踏まえて策定しました。

一方で、屋外喫煙に関する健康増進法の改正及び新型コロナウイルスの流行状況など、今後、更なる社会環境の変化も想定されます。

したがって、計画期間を令和3年度から3年間とし、必要に応じ計画の見直しを行います。

あわせて、本基本計画を実現するために、調査・聴き取り等の結果を踏まえて、各年度における具体的かつ実現可能な分煙化を行うために、1年ごとに実施計画を策定します。



参考資料

○川口市路上喫煙の防止等に関する条例（一部抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、市長、事業者及び市民等の責務の明示その他の必要な事項を定めることにより、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- （2）路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。
- （3）事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- （4）市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 市長は、事業者及び市民等に対し、路上喫煙の防止についての意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（事業者及び市民等の責務）

第4条 事業者及び市民等は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第5条 国、埼玉県その他の関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、市長が実施する施策に協力するものとする。

（路上喫煙の防止）

第6条 何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、道路等の所有者その他の道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができるものとして指定した場所にあつては、この限りでない。

（路上喫煙禁止地区）

第7条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要と認める地区を、規則で定めるところにより路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）とし

- て指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
 - 3 市長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。
 - 4 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その地区を告示することにより行うものとする。

(路上喫煙の禁止)

第8条 何人も、禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、是正に必要な指導をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導に従わない者に対して、是正するよう勧告をすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日条例第93号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

○川口市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則 (一部抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市路上喫煙の防止等に関する条例(平成17年条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地区の指定等の手続)

第2条 市長は、条例第7条第1項の規定により路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)を指定し、又は同条第3項の規定により禁止地区の指定を変更し、若しくは解除するときは、あらかじめ川口市廃棄物対策審議会の意見を聴かなければならない。

(禁止地区に係る告示事項)

第3条 条例第7条第4項の規定による告示には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 新たに指定され、又はその内容が変更され、若しくは解除されることと

なる禁止地区の範囲

- (2) 新たに禁止地区として指定され、又は指定の内容が変更され、若しくは指定が解除されることとなる期日
- (3) 新たに指定され、又は変更されることとなる禁止地区としての時間帯

(身分証明書の携帯)

第4条 条例第9条第1項の指導及び同条第2項の勧告を行う職員は、任務の遂行に当たっては、様式第1号の証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第5条 条例第9条第2項の勧告は、様式第2号の勧告書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（一部抜粋）

(清潔の保持等)

第5条

- 4 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

(投棄禁止)

第16条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

○健康増進法（一部抜粋）

(国及び地方公共団体の責務)

第25条

国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

○屋外分煙施設の技術的留意事項について（平成30年11月9日厚生労働省通知）（一部抜粋）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）については、7月25日に公布されたところである。

改正法による改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁

煙等の措置は講じていないところである。一方で、屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるところである。

こうした屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

記

○人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること
＜具体例＞

①壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の建造物の場合（コンテナ型）

- ・排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること
- ・給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること

②壁で囲まれ、かつ天井が開放された建造物の場合（パーティション型）

- ・壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること
- ・出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）
- ・四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること

※天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること

※付近の地面より高い位置に設置されることが望ましい

（注）上記は具体例であり、分煙施設の設置場所の状況（周囲の人通りの多さ等）に応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずること。

（注）なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能である。

○令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について（令和3年1月20日総務省通知）（一部抜粋）

1 令和3年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

（10）地方のたばこ税に係る対応について

② 屋外分煙施設等の整備の促進

令和3年度与党税制改正大綱において、令和2年度与党税制改正大綱に引き続き、「望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」とされたところであること。

については、「健康増進法」（平成14年法律第103号）も踏まえ、望まな

い受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。

○川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例（一部抜粋）

（市長の責務）

第3条

市長は、この条例の目的を達成するため、飲料容器等の散乱の防止についての施策を総合的に実施しなければならない。

（投棄の禁止）

第7条

何人も、飲料容器等をみだりに捨ててはならない。

○持続可能な開発目標（SDGs）（国際連合広報センター・ホームページより引用）

目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
ターゲット3. a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関
枠組条約の実施を適宜強化する。

目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

ターゲット11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

○たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（世界保健機関発効・外務省ホームページより引用）

第8条

2 締約国は、国内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

○令和元年 国民健康・栄養調査結果の概要（一部抜粋）

I 調査の概要

3. 調査項目及び調査時期

（2）調査時期 令和元年11月中とした。

ア. 身体状況調査：調査地区の実情を考慮して、最も高い参加率をあげ得る日時（複数日設定しても構わない）

イ. 栄養摂取状況調査：日曜日及び祝祭日を除く任意の1日

ウ. 生活習慣調査：調査期間中（令和元年11月中）

4. 調査系統

調査系統は次のとおりである。

厚生労働省 —

都道府県
保健所設置市
特別区

 — 保健所 — 国民健康・栄養調査員 — 対象者

6. 集計客体

結果の集計は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が行った。

調査対象世帯数、調査実施世帯数は、次のとおりであった。

調査対象世帯数	調査実施世帯数※
4, 465	2, 836

※調査項目に1つ以上回答した世帯数。

II 結果の概要

第2部 基本項目

第4章 飲酒・喫煙に関する状況

2. 喫煙の状況

現在習慣的に喫煙している者の割合は16.7%であり、男性27.1%、女性7.6%である。この10年間でみると、いずれも有意に減少している。年齢階級別にみると、30～60歳代男性ではその割合が高く、3割を超えている。

図40-1 現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)(平成21～令和元年)

図40-2 年齢調整した、現在習慣的に喫煙している者の割合の年次推移(20歳以上)(平成21～令和元年)

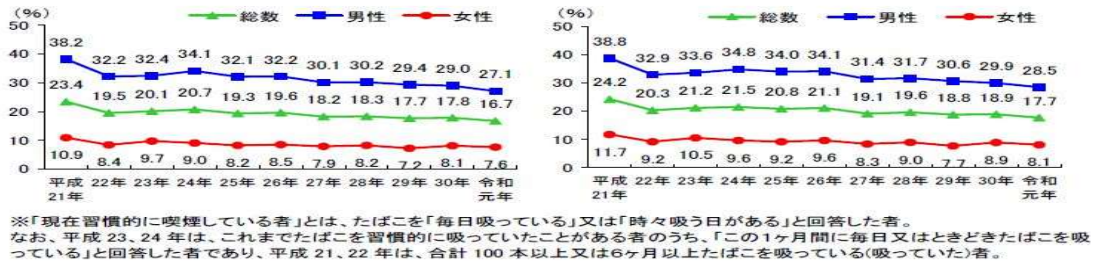
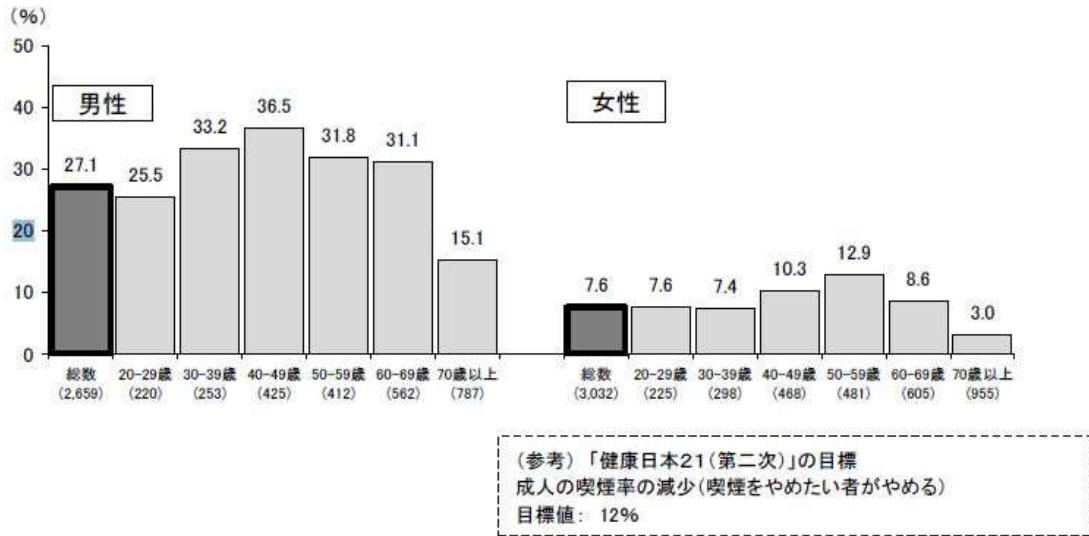


図4-1 現在習慣的に喫煙している者の割合（20歳以上、性・年齢階級別）

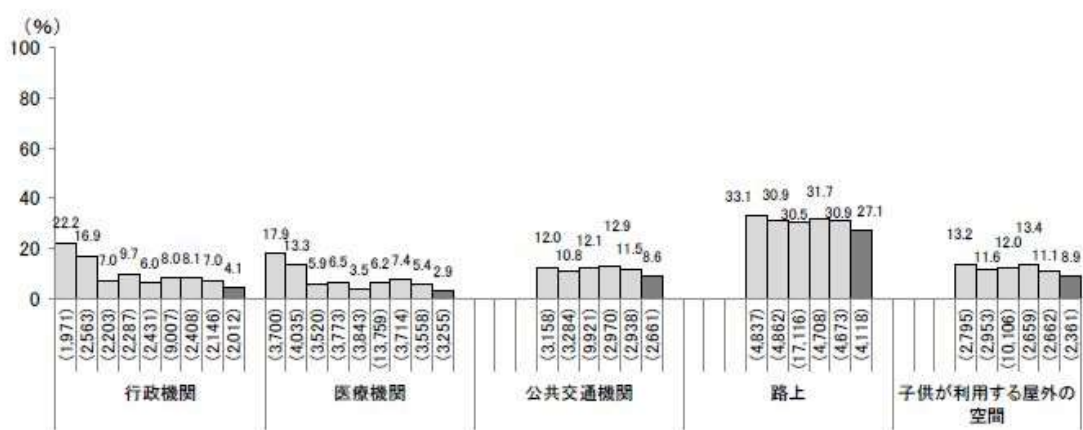
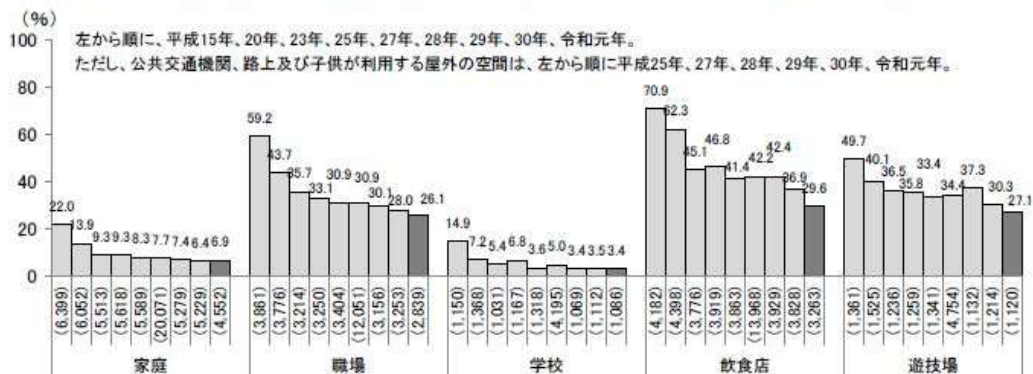


4. 受動喫煙の状況

自分以外の方が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）を有する者（現在喫煙者を除く）の割合について場所別にみると、「飲食店」では29.6%と最も高く、次いで「遊技場」「路上」では27.1%となっている。平成15年以降の推移でみると、すべての場所で有意に減少している。

図4-6 自分以外の方が吸っていたたばこの煙を吸う機会（受動喫煙）を有する者の割合年次比較（20歳以上、男女計、現在喫煙者を除く）（平成15年、20年、23年、25年、27年、28年、29年、30年、令和元年）

問:あなたはこの1ヶ月間に、望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がありましたか。



※「現在喫煙者」とは現在習慣的に喫煙している者。

※「受動喫煙の機会を有する者」とは、家庭：毎日受動喫煙の機会を有する者、その他：月1回以上受動喫煙の機会を有する者。

※学校、飲食店、遊技場などに勤務して、その職場で受動喫煙があった場合は、「職場」欄に回答。

※屋内・屋外等、受動喫煙が生じた場所や場面は不明。

(参考)「健康日本21(第二次)」の目標
望まない受動喫煙のない社会の実現

○令和2年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書(一部抜粋)

第1章 調査の概要

1. 回収結果

- ・本意識調査は、川口市内在住の18歳以上の男女5,000人を対象に、令和2年6月1日から6月22日にかけて郵送にて実施した。調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した。
- ・有効回答者数は1,959人、有効回答率は39.2%であった。

2. 報告書を読むにあたって

- ・調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限らない。

- ・複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の割合を算出しているため、合計は100%を超えている。
- ・図表中のnは回答数を示している。
- ・回答数が小さいものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、参考として示すにとどめる。
- ・表中の記号の意味は、以下のとおりである。

全体値より	☆：15.1ポイント以上高い	★：15.1ポイント以上低い
	○：10.1～15ポイント高い	●：10.1～15ポイント低い
	△：5.1～10ポイント高い	▲：5.1～10ポイント低い

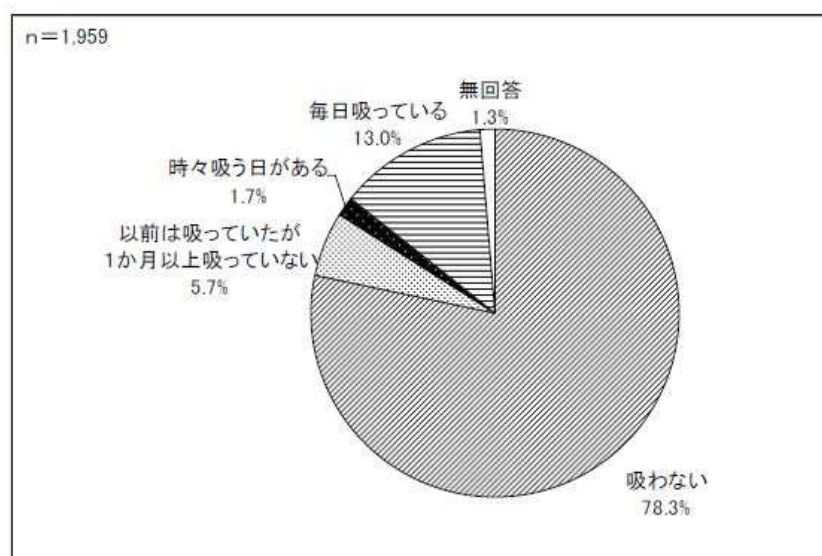
第2章 調査結果

26. 喫煙の有無

1) 喫煙の有無

- ・喫煙の有無について、「吸わない」が78.3%と最も高く、次いで、「毎日吸っている」が13.0%、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」が5.7%、「時々吸う日がある」が1.7%、「無回答」が1.3%となっている。

【喫煙の有無（全体）】

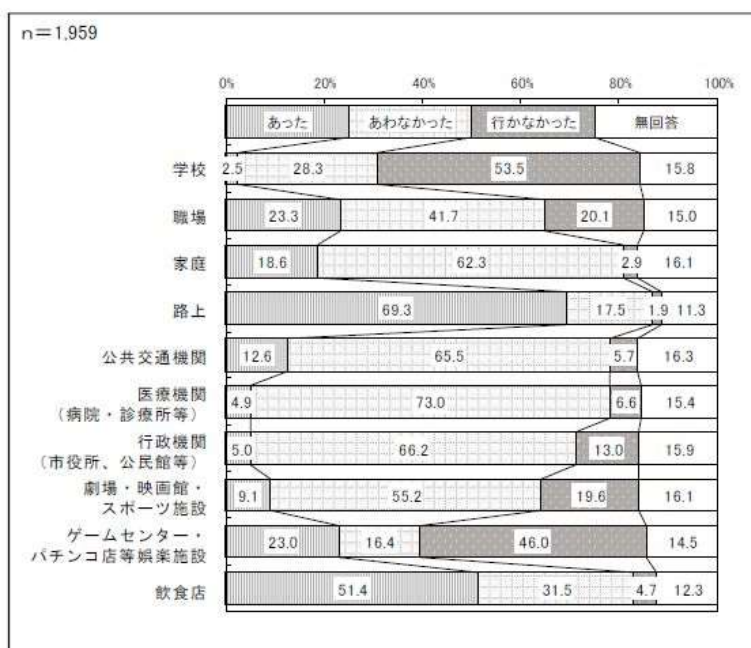


29. 1年間に受動喫煙があった施設

1) 1年間に受動喫煙にあった施設

- ・1年間に受動喫煙にあった施設について、「路上」が69.3%と最も高く、次いで、「飲食店」が51.4%、「職場」が23.3%、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」が23.0%、「家庭」が18.6%などとなっている。

【1年間に受動喫煙にあった施設（全体）】



○令和元年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（一部抜粋）

第1章 調査の概要

1. 回収結果

- ・本意識調査は、川口市内在住の18歳以上の男女5,000人を対象に、令和元年6月3日から6月21日にかけて郵送にて実施した。調査対象者は、住民基本台帳をもとに無作為抽出した。
- ・有効回答者数は1,642人、有効回答率は32.8%であった。

2. 報告書を読むにあたって

- ・調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも100%になるとは限らない。
- ・複数回答の質問は、回答数を100%として各選択肢の割合を算出しているため、合計は100%を超えている。
- ・図表中のnは回答数を示している。
- ・回答数が小さいものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、参考として示すにとどめる。
- ・表中の記号の意味は、以下のとおりである。

全体値より	☆：15.1ポイント以上高い	★：15.1ポイント以上低い
	○：10.1～15ポイント高い	●：10.1～15ポイント低い
	△：5.1～10ポイント高い	▲：5.1～10ポイント低い

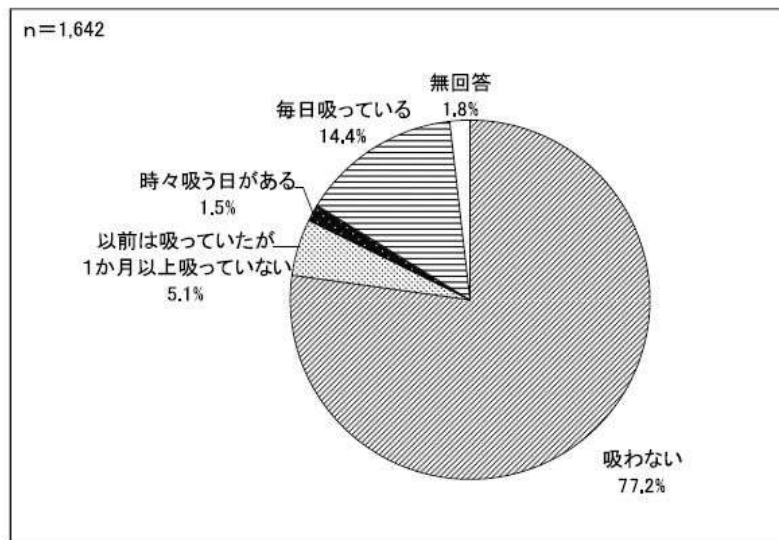
第2章 調査結果

19. 喫煙の有無

1) 喫煙の有無

- ・喫煙の有無について、「吸わない」が77.2%と最も高く、次いで、「毎日吸っている」が14.4%、「以前は吸っていたが1か月以上吸っていない」が5.1%、「時々吸う日がある」が1.5%、「無回答」が1.8%となっている。

【喫煙の有無（全体）】

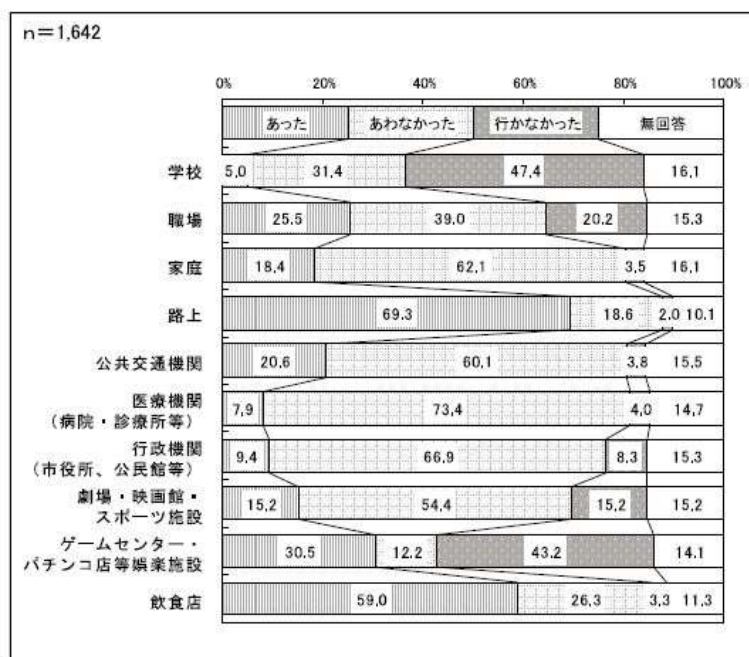


22. 1年間に受動喫煙にあった施設

1) 1年間に受動喫煙にあった施設

- ・1年間に受動喫煙にあった施設について、「路上」が69.3%と最も高く、次いで、「飲食店」が59.0%、「ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設」が30.5%、「職場」が25.5%、「公共交通機関」が20.6%、「家庭」が18.4%などとなっている。

【1年間に受動喫煙にあった施設（全体）】



○東京都23区において、路上喫煙禁止地区内に屋外喫煙所が設置されている割合（川口市照会）

東京23区への照会を行い、路上喫煙禁止地区の有無について回答があった自治体	うち屋外喫煙所を設置している自治体	路上喫煙禁止地区に対する喫煙所設置割合
20	20	100%

○令和元年度 各駅一日当り乗降客数（東日本旅客株式会社（JR）、埼玉高速鉄道株式会社（SR）各ホームページより引用）

JR

川口駅	84,197人
西川口駅	59,062人
蕨駅	61,829人
東川口駅	36,918人

SR

東川口駅	16,934人
川口元郷駅	10,672人
南鳩ヶ谷駅	8,333人
鳩ヶ谷駅	11,990人
新井宿駅	5,913人
戸塚安行駅	8,276人

分煙対策前



分煙対策後

